

日本、中国、韓国におけるバリアフリー環境と ユーザー参加による整備評価に関する研究

ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科

高橋 儀平 教授 Gihei Takahashi



研究 概要

本研究は、バリアフリー、ユニバーサルデザインの実効に不可欠であり、デザインの基礎であるユーザー参加の国際比較研究です。中国、韓国の障害者団体によるバリアフリー施策への参画状況、日本の2020UD行動計画で謳われた(仮称)障害者評価会議などを解明します。

研究シーズの内容

本研究は、2009年から2014年まで実施した「日本、中国、韓国における高齢化とバリアフリー環境整備に関する研究」(科研基金助成)の成果を継承し、バリアフリー、ユニバーサルデザイン技術の開発と実際のデザインプロセスに必要不可欠なユーザー参加の手法について、東アジア諸国(中国、韓国、日本)を対象とした国際比較研究です(2015~2017 科研基金助成)。2015年7月韓国のバリアフリー法は大幅に改正され、バリアフリーの水準と実効性を高めるいくつかの義務制度が発足しました。バリアフリー水準については、任意であったバリアフリー認証制度(法による最低基準を上回る整備を促す)を公共施設を対象に義務化しました。同時に、地方公共団体等が行うバリアフリー法適合確認業務の代行を障害者団体にも委任できる法改正が行われました。この制度は画期的であり、日本の障害者団体が長年取り組んできた「当事者参加」の究極版といえます。本研究では、現地調査においてその実効性を確認していきます。一方、日本では2017年2月にオリンピック、パラリンピック関係閣僚会議で決定されたユニバーサルデザイン2020行動計画において、この行動計画の進捗状況を障害者団体が中心となって検証する「評価会議」の立ち上げが決定されました。日本のバリアフリー法は米国の障害者差別禁止法(ADA)のような人権法ではありませんので、障害者自身がバリアフリーの進捗状況を評価検証する評価会議的重要性が認識されます。中国では、政府系障害者団体である「中国障害者団体連合会」がすべての障害者施策を指導し、政策決定と実効してきました。しかし中国においても近年の多様な障害者ニーズに対して対応するNPOの様々な障害者支援団体が創設され始めています。そして、新たな法制度やバリアフリーガイドラインの構築が日中韓で動いています。2006年国連障害者の権利条約では、障害者が障害者政策の意思決定に参加することを求めていました。

今後益々重要な、障害者を始めとする多様なユーザー参加に基づくバリアフリー環境の構築に向けた技術的方策を開発します。

『韓国の障害者団体のバリアフリー事業参加制度』

■バリアフリー認証制度:3名の専門家体制(外部2名、内部1名)で予備バリアフリー審査を行う、次に審議委員会(本認証)では多くの障害者団体(肢体不自由、視覚障害者)が参加して任書評価を実施する。

■バリアフリー法適合確認業務の障害者団体委任:2015/7月の改正により自治体が運用。



写真 1 バリアフリー専門家、北京市内のNPO障害者団体の合同により開催された日中セミナー、北京市建築設計研究院 2016

研究シーズの応用例・産業界へのアピールポイント

バリアフリー、ユニバーサルデザインの開発に向けて、企業、事業者はユーザーの意見や技術開発へのコラボレーション方法が模索されている。バリアフリー、ユニバーサルデザインはモノづくりの基礎であり多様な情報を提供することができる

特記事項(関連する発表論文・特許名称・出願番号等)

日本・中国・韓国におけるユーザー参加のバリアフリー環境に関する考察、日本福祉のまちづくり学会全国大会 2016,2017